

議案第20号

つくば市税条例等の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成31年2月18日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市税条例等の一部を改正する条例

(つくば市税条例の一部改正)

第1条 つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第10条中「）、第53条、第75条」の次に「、第88条の7第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第104条第1項」を「第88条の7第1項の申告書、第104条第1項」に改める。

第22条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第22条の2第1項中「100分の9.7」を「100分の6.0」に改める。

第81条第1項中「明治32年法律第24号）第80条第1項若しくは第3項、第81条第1項若しくは第3項、第81条ノ8、第93条第1項若しくは第3項、第93条ノ5第1項若しくは第3項若しくは第93条ノ11の規定」を「平成16年法律第123号）第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項（共

用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。）、第2項若しくは第3項若しくは第57条の規定」に改める。

第88条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第88条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第88条の2を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第88条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合

(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第88条の2の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第88条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第88条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第88条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第88条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第88条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第88条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第88条の9 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第96条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第89条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの（側車付きのものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの

2輪のもの 年額 2,000円

4輪のもの及びキャタピラを有するもの

総排気量が1リットル以下のもの 年額 3,000円

総排気量が1リットルを超えるもの 年額 3,900円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第91条（見出しを含む。）及び第92条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第93条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「、軽自動車等の所有者」を「、軽自動車等の所有者等」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項中「ついては」を「あつては」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第3項中「ついては」を「あつては」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に、「申告書、」を「申告書並びに」に改め、同条第4項中「第88条第2項」を「第88条の2第1項」に改める。

第94条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第88条第2項」を「第88条の2第1項」に改める。

第95条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第96条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第95条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第97条第2項中「第443条第1項又は第88条第3項ただし書若しくは第88条の2」を「第445条第1項若しくは第88条の3又は第88条第3項ただし書」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第133条に次の1号を加える。

(4) 日帰りで入湯する者

第134条中「1回」を「1日」に改める。

附則第6条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第16条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第16条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、茨城県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第16条の3 市長は、当分の間、第88条の9の規定にかかわらず、茨城県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第16条の4 第88条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「茨城県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第16条の5 市は、茨城県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として茨城県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第88条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第88条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第17条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」加え、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第17条第2項から第4項までを削る。

附則第18条を次のように改める。

第18条 削除

(つくば市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 つくば市税条例の一部を改正する条例（平成26年つくば市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第4条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第90条及び新条例」を「つくば市税条例第90条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第90条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第90条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第90条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第17条第1項	第90条	つくば市税条例の一部を改正する条例(平成26年つくば市条例第54号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第4条の規定により読み替

		えて適用される第90条
附則第17条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第4条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第17条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第4条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第17条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第4条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(つくば市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 つくば市税条例等の一部を改正する条例（平成27年つくば市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項の表第10条第3号の項中「第104条第1項」を「第88条の7第1項の申告書、第104条第1項」に改める。

(つくば市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 つくば市税条例等の一部を改正する条例（平成30年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第4項の表第10条第3号の項、附則第7条第4項の表第10条第3号の項及び附則第9条第4項の表第10条第3号の項中「第104条第1項」を「第88条の7第1項の申告書、第104条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条中第81条及び附則第6条の3の2の改正規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後のつくば市税条例（以下「新条例」という。）第22条及び第22条の2の規定は、附則第1条に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（入湯税に関する経過措置）

第4条 新条例の第1条の改正規定中入湯税の課税免除に関する部分は、附則第1条に掲げる規定の施行の日以後の入湯税について適用し、同日前の入湯税については、なお従前の例による。

つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）新旧対照表

（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第7条（略）</p> <p>（納税証明事項）</p> <p>第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第9条・第9条の2（略）</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第32条、第38条、第39条若しくは第42条（第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第43条の4第1項（第43条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第44条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条、第75条、第88条の7第1項、第91条第2項、第104条第1項若しくは第2項、第108条第2項、第129条第1項又は第136条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当す</p>	<p>第1条—第7条（略）</p> <p>（納税証明事項）</p> <p>第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第9条・第9条の2（略）</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第32条、第38条、第39条若しくは第42条（第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第43条の4第1項（第43条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第44条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条、第75条、第91条第2項、第104条第1項若しくは第2項、第108条第2項、第129条第1項又は第136条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当す</p>

る延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第88条の7第1項の申告書、第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第129条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第88条の7第1項の申告書、第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第129条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)－(6) (略)

第11条－第21条 (略)

(法人税割の税率)

第22条 法人税割の税率は、100分の8.4とする。

(法人の市民税の課税の特例)

第22条の2 資本金等の額が1億円以下である法人又は資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）に対する法人税割額は、課税標準額に標準税率である100分の6.0を乗じて得た額になるまで減額するものとする。

2 (略)

第23条－第80条 (略)

(申請又は申告をしなかったことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収)

第81条 不動産登記法（平成16年法律第123号）第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。）、第2項若しく

る延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第129条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第129条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)－(6) (略)

第11条－第21条 (略)

(法人税割の税率)

第22条 法人税割の税率は、100分の12.1とする。

(法人の市民税の課税の特例)

第22条の2 資本金等の額が1億円以下である法人又は資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）に対する法人税割額は、課税標準額に標準税率である100分の9.7を乗じて得た額になるまで減額するものとする。

2 (略)

第23条－第80条 (略)

(申請又は申告をしなかったことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収)

第81条 不動産登記法（明治32年法律第24号）第80条第1項若しくは第3項、第81条第1項若しくは第3項、第81条ノ8、第93条第1項若しくは第3項、第93条ノ5第1項若しくは第3項若しくは第93条ノ11の規定

は第3項若しくは第57条の規定によって登記所に登記の申請をする義務がある者又は法第383条の規定によって市長に申告をする義務のある者がそのすべき申請又は申告をしなかったこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより法第417条第1項の規定によって当該固定資産の価格を決定し、又は修正したことに基づいてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合及び法第417条第2項及び法第743条第2項の規定によって通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下本条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 (略)

第82条—第87条 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第88条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割 _____ を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第88条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更が

_____ によって登記所に登記の申請をする義務がある者又は法第383条の規定によって市長に申告をする義務のある者がそのすべき申請又は申告をしなかったこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより法第417条第1項の規定によって当該固定資産の価格を決定し、又は修正したことに基づいてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合及び法第417条第2項及び法第743条第2項の規定によって通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下本条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 (略)

第82条—第87条 (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第88条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては _____、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するもの _____ については、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第88条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので救急用の軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

あったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第88条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第88条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第88条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第88条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第88条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第88条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第88条の9 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第96条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割 の課税免除)

第89条 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、種別割 を課さない。

(種別割 の税率)

第90条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付きのものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの

2輪のもの 年額 2,000円

4輪のもの及びキャタピラを有するもの

(軽自動車税の課税免除)

第89条 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第90条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付きのものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの

2輪のもの 年額 2,000円

4輪のもの及びキャタピラを有するもの

総排気量が1リットル以下のもの 年額 3,000円

総排気量が1リットルを超えるもの 年額 3,900円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

(種別割 の賦課期日及び納期)

第9 1条 種別割 の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割 の納期は、5月17日から同月31日までとする。

(種別割 の徴収の方法)

第9 2条 種別割 は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割 に関する申告又は報告)

第9 3条 種別割 の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつて

総排気量が1リットル以下のもの 年額 3,000円

総排気量が1リットルを超えるもの 年額 3,900円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第9 1条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月17日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第9 2条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第9 3条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者について

は施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第88条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあつた日から15日以内に、市長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)－(6) (略)

(種別割 に係る不申告等に関する過料)

第94条 軽自動車等の所有者等又は第88条の2第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(種別割 の減免)

第95条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、市長において必要があると認めるものについてはその所有者に対して課する種別割を減免する 。

(1)－(4) (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)－(8) (略)

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場

は施行規則第33号の4様式 による申告書、 原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第88条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあつた日から15日以内に、市長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。

(1)－(6) (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第94条 軽自動車等の所有者等又は第88条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(軽自動車税の減免)

第95条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、市長において必要があると認めるものについてはその所有者に対して課する軽自動車税を減免することができる。

(1)－(4) (略)

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)－(8) (略)

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場

る理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) - (6) (略)

3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第97条 (略)

2 法第445条第1項若しくは第88条の3又は第88条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を提示して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条第1項若しくは第88条の3又は第88条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、同様とする。

3-6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その

る理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) - (6) (略)

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第95条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第97条 (略)

2 法第443条第1項又は第88条第3項ただし書若しくは第88条の2の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を提示して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条第1項又は第88条第3項ただし書若しくは第88条の2の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、同様とする。

3-6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その

標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

第98条—第132条 (略)

(入湯税の課税免除)

第133条 次に掲げるものに対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢満12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 学校行事で入湯する生徒及び児童並びにこれらの引率者

(4) 日帰りで入湯する者

(入湯税の税率)

第134条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。

第135条—第145条 (略)

附 則

第1条—第6条の2 (略)

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の3 (略)

第6条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

第98条—第132条 (略)

(入湯税の課税免除)

第133条 次に掲げるものに対しては、入湯税を課さない。

- (1) 年齢満12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- (3) 学校行事で入湯する生徒及び児童並びにこれらの引率者

(入湯税の税率)

第134条 入湯税の税率は、入湯客1人1回について、150円とする。

第135条—第145条 (略)

附 則

第1条—第16条 (略)

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の3 (略)

第6条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 (略)

第6条の4－第16条 (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

16条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、茨城県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第16条の3 市長は、当分の間、第88条の9の規定にかかわらず、茨城県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第16条の4 第88条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「茨城県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第16条の5 市は、茨城県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として茨城県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第16条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第88条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第1号</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
<u>第2号</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
<u>第3号</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第88条の5 (第3号に係る部分に限る。)

2・3 (略)

第6条の4－第16条 (略)

の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(軽自動車税 _____ の税率の特例)

第17条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税 _____ に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる _____ 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）にお

いて同じ。)に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5-7 (略)

第18条 削除

5-7 (略)

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第18条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

第19条 (以下略)

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第91条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第93条及び第94条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第10条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第18条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

第19条 (以下略)

つくば市税条例の一部を改正する条例（平成26年つくば市条例第54号）新旧対照表

（第2条関係）

改正後			改正前		
<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条（略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>第2条・第3条（略）</p> <p>第4条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係るつくば市税条例第90条及び附則第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条（略）</p> <p>（経過措置）</p> <p>第2条・第3条（略）</p> <p>第4条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る新条例第90条及び新条例 附則第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
<u>第90条第2号ア(イ)</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>	<u>新条例第90条第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
<u>第90条第2号ア(ウ)a</u>	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>		<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>		<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
<u>第90条第2号ア(ウ)b</u>	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>		<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>		<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>
<u>附則第17条第1項</u>	<u>第90条</u>	<u>つくば市税条例の一部を改正する条例（平成26年つくば市条例第54号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第4条の規定により読み替えて適用される第90条</u>	<u>新条例附則第17条第1項の表以外の部分</u>	<u>第90条</u>	<u>つくば市税条例の一部を改正する条例（平成26年つくば市条例第54号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第4条の規定により読み替えて適用される第90条</u>

<u>附則第17条第1項の表第2号ア(イ)の項</u>	<u>第2号ア(イ)</u>	<u>平成26年改正条例附則第4条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ア(イ)</u>
	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
<u>附則第17条第1項の表第2号ア(ウ)aの項</u>	<u>第2号ア(ウ)a</u>	<u>平成26年改正条例附則第4条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ア(ウ)a</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
<u>附則第17条第1項の表第2号ア(ウ)bの項</u>	<u>第2号ア(ウ)b</u>	<u>平成26年改正条例附則第4条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ア(ウ)b</u>
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>

<u>新条例附則第17条第1項の表第90条第2号アの項</u>	<u>第90条第2号ア</u>	<u>平成26年改正条例附則第4条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ア</u>
	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>

つくば市税条例等の一部を改正する条例（平成27年つくば市条例第35号）新旧対照表

（第3条関係）

改正後		改正前	
<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条—第4条（略）</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2-6（略）</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、つくば市税条例第10条、第104条第4項及び第5項、第106条の2並びに第107条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条—第4条（略）</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2-6（略）</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、つくば市税条例第10条、第104条第4項及び第5項、第106条の2並びに第107条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
(略)		(略)	
第10条第3号	第88条の7第1項の申告書、第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第129条第1項の申告書でその提出期限	第10条第3号	第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第129条第1項の申告書でその提出期限
(略)		(略)	
<p>8-14（略）</p> <p>第6条（以下略）</p>		<p>8-14（略）</p> <p>第6条（以下略）</p>	

つくば市税条例等の一部を改正する条例（平成30年つくば市条例第31号）新旧対照表

（第4条関係）

改正後		改正前	
<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条—第4条（略）</p> <p>（手持品課税に係る市たばこ税）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第10条、第104条第4項及び第5項、第106条の2並びに第107条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>本則（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条—第4条（略）</p> <p>（手持品課税に係る市たばこ税）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第10条、第104条第4項及び第5項、第106条の2並びに第107条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
(略)		(略)	
第10条第3号	第88条の7第1項の申告書、第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第129条第1項の申告書でその提出期限	第10条第3号	第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第129条第1項の申告書でその提出期限
(略)		(略)	
<p>5（略）</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第6条（略）</p>		<p>5（略）</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第6条（略）</p>	

(手持品課税に係る市たばこ税)

第7条 (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後のつくば市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第10条、第104条第4項及び第5項、第106条の2並びに第107条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第10条第3号	第88条の7第1項の申告書、第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第129条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第7条第3項の納期限
	第2項の申告書又は第129条第1項の申告書でその提出期限	
(略)		

5 (略)

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後のつくば市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第10条、第104条第4項及び第5項、第106条の2並びに第107条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条

(手持品課税に係る市たばこ税)

第7条 (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後のつくば市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第10条、第104条第4項及び第5項、第106条の2並びに第107条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第10条第3号	第104条第1項 若しくは	平成30年改正条例附則第7条第3項の納期限
	第2項の申告書又は第129条第1項の申告書でその提出期限	
(略)		

5 (略)

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後のつくば市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第10条、第104条第4項及び第5項、第106条の2並びに第107条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条

例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第10条第3号	第88条の7第1項の申告書、	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
	第104条第1項若しくは第2項の申告書又は第129条第1項の申告書でその提出期限	
(略)		

5 (略)

例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第10条第3号	第104条第1項	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
	若しくは第2項の申告書又は第129条第1項の申告書でその提出期限	
(略)		

5 (略)